

1. 高齢者人口・要介護等認定者数の推計

区分	①高齢者人口の推計	②要介護等認定者数の推計	③施設・居住系サービス利用者数の推計	④居宅サービス対象者数の推計	
推計の考え方	「人口推計ワークシート」を用い、コーホート変化率法に基づき将来の高齢者人口を推計する。	令和5年9月末の認定率(認定者数を高齢者人口で除したものを踏まえて推計する。 第1号被保険者数 令和6年度 8,397人(20.9%) 令和7年度 8,458人(21.1%) 令和8年度 8,521人(21.4%)	介護保険施設(介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設)とグループホーム・特定施設等の定員数を勘案して利用者数を推計する。	認定者数から居住系サービス利用者を除いた居宅サービス対象者数を推計する。	
推計結果	高齢者人口(高齢化率)	認定者数(第2号被保険者含む。)	利用者数	利用者数	
	令和6年度	40,216人(32.4%)	8,477人	1,929人	6,548人
	令和7年度	40,091人(32.5%)	8,538人	1,971人	6,567人
	令和8年度	39,798人(32.6%)	8,601人	2,020人	6,581人

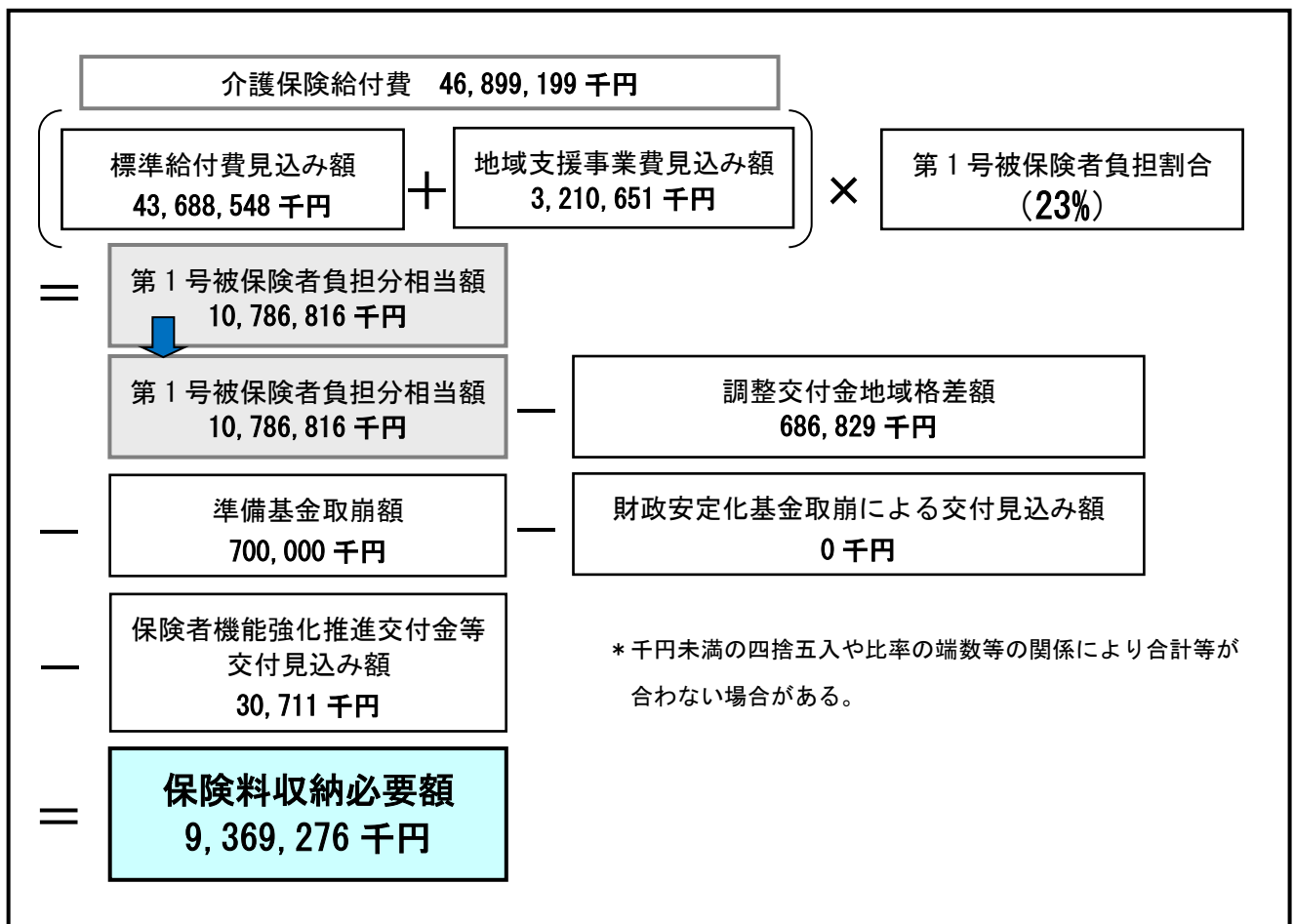
2. 介護保険給付費の算定

(単位:円)

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込み額	総給付費	13,423,650,000	13,764,506,000	14,091,112,000	41,279,268,000
	特定入所者介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	359,151,486	367,600,446	373,611,820	1,100,363,752
	特定入所者介護サービス費等給付額	354,152,040	362,025,257	367,945,460	1,084,122,757
	特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	4,999,446	5,575,189	5,666,360	16,240,995
	高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)	370,445,864	373,948,826	376,940,417	1,121,335,107
	高額介護サービス費等給付額	364,559,606	367,476,083	370,415,892	1,102,451,581
	高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額	5,886,258	6,472,743	6,524,525	18,883,526
	高額医療合算介護サービス費等給付額	52,412,598	52,831,899	53,254,554	158,499,051
	算定対象審査支払手数料	9,617,200	9,694,000	9,771,200	29,082,400
	審査支払手数料一件あたり単価	40	40	40	
	審査支払手数料支払件数	(240,430件)	(242,350件)	(244,280件)	(727,060件)
	審査支払手数料差引額	0	0	0	0
	合計	14,215,277,148	14,568,581,171	14,904,689,991	43,688,548,310
地域支援事業費	介護予防・日常生活支援総合事業費	684,898,210	695,570,405	701,261,426	2,081,730,041
	包括的支援事業(地域包括支援センターの運営)及び任意事業費	289,436,000	288,875,000	287,038,000	865,349,000
	包括的支援事業(社会保障充実分)	87,912,000	87,826,000	87,834,000	263,572,000
	合計	1,062,246,210	1,072,271,405	1,076,133,426	3,210,651,041
介護保険給付費 合計		15,277,523,358	15,640,852,576	15,980,823,417	46,899,199,351

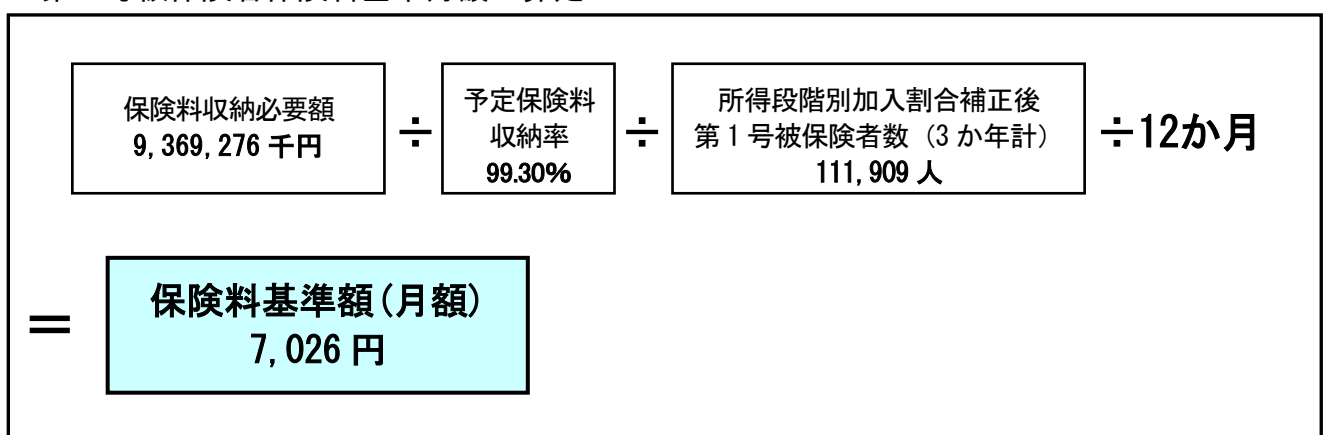
※第9期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画より抜粋(P72)

3. 保険料収納必要額の算定



※第9期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画より抜粋(P73)

4. 第1号被保険者保険料基準月額の算定



※第9期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画より抜粋(P74)

5. 第1号被保険者の所得段階別保険料(第8期と第9期の介護保険料比較)

第8期介護保険料(令和3年度～令和5年度)

基準額月額 7,170円 40,026人

段階区分	所得段階	保険料率	年間保険料	対象人数
第1	・生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.30 (0.50)	25,810円 (43,020円)	9,282人
第2	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.50 (0.75)	43,020円 (64,530円)	4,596人
第3	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.70 (0.75)	60,220円 (64,530円)	4,160人
第4	本人は住民税非課税であるが、世帯員の中に住民税課税者がいる人で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	77,430円	3,314人
第5	本人は住民税非課税であるが、世帯員の中に住民税課税者がいる人で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	86,040円	4,443人
第6	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.20	103,240円	5,697人
第7	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	111,850円	4,750人
第8	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	129,060円	1,999人
第9	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.70	146,260円	611人
第10	本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上450万円未満の人	1.90	163,470円	241人
第11	本人が住民税課税で、合計所得金額が450万円以上500万円未満の人	2.00	172,080円	143人
第12	本人が住民税課税で、合計所得金額が500万円以上550万円未満の人	2.10	180,680円	117人
第13	本人が住民税課税で、合計所得金額が550万円以上600万円未満の人	2.20	189,280円	77人
第14	本人が住民税課税で、合計所得金額が600万円以上650万円未満の人	2.30	197,890円	74人
第15	本人が住民税課税で、合計所得金額が650万円以上700万円未満の人	2.40	206,490円	50人
第16	本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上750万円未満の人	2.50	215,100円	39人
第17	本人が住民税課税で、合計所得金額が750万円以上800万円未満の人	2.60	223,700円	40人
第18	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上850万円未満の人	2.70	232,300円	34人
第19	本人が住民税課税で、合計所得金額が850万円以上900万円未満の人	2.80	240,910円	29人
第20	本人が住民税課税で、合計所得金額が900万円以上の人	2.90	249,510円	330人

第9期介護保険料(令和6年度～令和8年度)

基準額月額 7,026円 40,026人

段階区分	所得段階	保険料率	年間保険料	対象人数
第1	・生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 ・本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.285 (0.455)	24,020円 (38,360円)	9,282人
第2	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.485 (0.685)	40,890円 (57,750円)	4,596人
第3	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	0.685 (0.690)	57,750円 (58,170円)	4,160人
第4	本人は住民税非課税であるが、世帯員の中に住民税課税者がいる人で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	0.90	75,870円	3,314人
第5	本人は住民税非課税であるが、世帯員の中に住民税課税者がいる人で、課税年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	1.00	84,310円	4,443人
第6	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.20	101,170円	5,697人
第7	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	109,600円	4,750人
第8	本人が住民税課税で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	126,460円	1,999人
第9	本人が住民税課税で、合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	1.70	143,320円	722人
第10	本人が住民税課税で、合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	1.90	160,180円	316人
第11	本人が住民税課税で、合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.10	177,050円	180人
第12	本人が住民税課税で、合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.30	193,910円	110人
第13	本人が住民税課税で、合計所得金額が720万円以上750万円未満の人	2.40	202,340円	24人
第14	本人が住民税課税で、合計所得金額が750万円以上800万円未満の人	2.70	227,630円	40人
第15	本人が住民税課税で、合計所得金額が800万円以上850万円未満の人	2.90	244,490円	34人
第16	本人が住民税課税で、合計所得金額が850万円以上900万円未満の人	3.10	261,360円	29人
第17	本人が住民税課税で、合計所得金額が900万円以上の人	3.30	278,220円	330人

※第8期の表は令和5年度分のもので、所得段階の第1～第3段階は公費の投入により保険料率が軽減されています。カッコ内は公費投入が無かった場合の保険料率・年間保険料です。

※対象人数は、令和6年度当初予算の算定に伴う第1号被保険者数です。

※第9期飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画より抜粋・補記(P75)